

# 加古川市妊婦応援タクシー料金助成要綱

令和2年10月1日  
こども部長決定

## (目的)

第1条 この要綱は、妊産婦及び生まれた児がタクシーによる外出をする際の費用の一部を助成することにより、妊娠期及び産後の感染症の感染リスクに係る不安を軽減し、健やかな出産と育児を支援することを目的とする。

## (用語の定義)

第2条 この要綱において妊婦応援タクシーとは、道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定により一般乗用旅客自動車運送事業の免許を受けた者のうち、別に定める基準により本市に登録する一般乗用旅客自動車運送事業を行う法人等（以下「妊婦応援タクシー事業者」という。）が運行する一般乗用旅客自動車で、この要綱の定めるところにより妊産婦及び生まれた児の利用に供するものをいう。

## (対象者)

第3条 この要綱により助成が受けられる者（以下「対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する妊産婦とする。

- (1) 本市において住民基本台帳法（昭和24年法律第81号）第5条の規定により住民基本台帳に記録されている者
- (2) 母子保健法（昭和40年法律第141号）第15条の規定による妊娠の届出（他の地方公共団体に当該届出をした後に市内に転入したものにあっては加古川市妊婦健康診査費助成券の交付申請。以下「届出等」という。）を行った者
- (3) 届出等における出産予定日が令和2年10月1日以降である者

## (助成の方法)

第4条 市長は、対象者に加古川市妊婦応援タクシー料金助成券（様式第1号。以下「タクシー券」という。）を交付する。

- 2 タクシー券の1枚あたりの額面は500円とし、その交付枚数は20枚とする。
- 3 タクシー券の有効期限は、交付した日の1年後の月末とする。

## (利用の方法)

第5条 タクシー券を利用できる者は、対象者及び届出等に係る児（以下「利用者」という。）とする。

- 2 利用者がタクシー券を利用するときは、タクシー乗車時に乗務員に母子健康手帳を提示するとともに、タクシー券を提出する。
- 3 タクシー券は、乗車料金を超えない範囲内において複数枚利用できるものとし、乗車料金からタクシー券の使用分を差し引いた額は、現金で支払うものとする。
- 4 タクシー券を利用できるのは、乗車場所または降車場所のいずれかが加古川市内（JR宝殿駅及びJR土山駅にあっては駅の周辺を含む）であるときとする。

## (事業者への支払い)

第6条 妊婦応援タクシー事業者は、利用者が使用したタクシー券を取りまとめ、利用者が使用した月の翌月10日までに、当該タクシー券に係る助成額に相当する額を市長に請求するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による請求があったときは、内容を審査確認のうえ、受理した日から起算して

30日以内に前項の費用を妊婦応援タクシー事業者に支払うものとする。

(再交付)

第7条 対象者が、タクシー券を紛失・破損又は汚損したときは、速やかにその旨を市長に届けなければならない。

2 タクシー券の再交付は、原則行わないものとする。ただし、破損又は汚損した場合に限り、当該タクシー券との交換により再交付することができる。

(譲渡の禁止)

第8条 タクシー券は利用者以外に譲渡し、若しくは使用させ、又はその他不正の目的で使用してはならない。

(返還)

第9条 市長は、対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、タクシー券の返還を求めることができる。

(1) 偽りその他不正な手段によりタクシー券の交付を受けたとき。

(2) タクシー券を不正に使用したとき。

2 市長は、前項の場合において、既に使用したものがあるときは、当該不正使用に係る助成額について返還を命ずるものとする。

3 市長は、妊婦応援タクシー事業者が第1項第2号に規定する不正使用に関与したと認めるときは、妊婦応援タクシー事業者の登録を取り消すとともに、当該不正使用に係る助成額に相当する額の支払いを行わず、既に支払ったものがあるときは、その全部について返還を命ずるものとする。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の加古川市妊婦応援タクシー料金助成事業要綱は、令和4年4月1日以降に届出等をしたものについて適用し、同日前に届出等をしたものについては、従前の例による。